

日本機械学会交通・物流部門部門賞内規

平成6年3月8日 制定

1998年11月10日 改正

2001年 5月8日 改正

1．部門賞の設定

交通・物流部門は部門活動の活性化をはかる一環として部門賞を設ける．

2．部門賞の対象

(1) 功績賞：交通・物流部門に関する学術，技術，教育，出版，国際交流，学会活動などを通じ，機械工学・工業の発展に寄与し，その功績が顕著である個人または団体（法主体）に贈る．

(2) 業績賞：交通・物流部門に関する学術的研究・著書などを通じ，この分野の研究者および技術者の育成あるいは技術の発展に顕著な業績を残した個人または団体（法主体）に贈る．

3．受賞候補者の資格

原則として日本機械学会の会員とする．

4．部門賞候補者の推薦方法および時期

日本機械学会誌，交通・物流部門ニュースレターなどを通じて，自薦および他薦いづれも可として広く公募する．推薦時期は当該年度の11月末日とする．

5．審査の方法

交通・物流部門運営委員会から選考を委嘱された技術委員会あるいは選考委員会で受賞者を選考する．受賞者は部門運営委員会で最終決定する．

6．贈賞の人数

当該年度の受賞者数は，両賞を含めて，日本機械学会部門賞通則第5項に規定された人数を限度とする．

7．贈賞の方法

受賞者が決定された場合は，速やかに部門長名で推薦者および受賞者に通知する．贈賞は部門長名で行い，受賞者に賞状と副賞を贈って表彰する．

賞状の形式は以下のとおりとする．

- (1) 日本機械学会 交通・物流部門 功績賞
- (2) 日本機械学会 交通・物流部門 業績賞

8．贈賞の時期と場所

翌年度開催される交通・物流部門大会において贈賞する．

9．贈賞の報告

贈賞内容が確定次第，賞の名称，贈賞の時期，受賞者名などを部門協議会を経て，理事会に報告する．

10．経費

部門賞にかかわる一切の諸経費は，部門において負担する．

11．内規の改訂

この内規を改訂する場合は，交通・物流部門運営委員会および部門協議会の審議を経て，理事会の承認を得るものとする．

12．各賞の英文名称名

各賞の英文名称名を次の通りとする．

- a) 功績賞 : Transportation and Logistics Award
- b) 業績賞 : Transportation and Logistics Award for Achievement

付則

- 1．この内規は平成 5 年 7 月 15 日の交通・物流部門運営委員会で審議，平成 6 年 3 月 8 日理事会承認制定．
- 2．1998 年 9 月 22 日～1998 年 10 月 7 日に交通・物流部門運営委員会で改訂書面審議，1998 年 11 月 10 日理事会承認制定．
- 3．2001 年 3 月 28 日の交通・物流部門運営委員会で改訂審議、2001 年 5 月 8 日理事会承認制定．